

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公告します。

平成16年11月15日

京都市職員共済組合  
理事長 松井 珍男子

#### 京都市職員共済組合規程施行細則第1号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則  
京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「工事請負契約書（写）又は工事費見積書（写）」の下に「土地登記簿謄本」を加える。

第7条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 規程第9条の規定により抵当権を設定する借受人は、別紙様式第7号の3による抵当権設定契約証書、別紙様式第7号の4による委任状及び当該不動産の所有者全員の印鑑証明書その他組合が必要と認めた書類を組合に持参しなければならない。

第8条第3項中「別紙様式第7号の3」を「別紙様式第8号」に改める。

第10条を次のように改める。

（抵当権の設定）

第10条 規程第9条の規定により設定される組合を権利者とする抵当権の順位は第1順位とする。ただし、規程による貸付金に相当する貸付金の貸付けを受け、既に当該不動産に組合以外の者を権利者とする抵当権が設定されている場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号の順位とする。

(1) 住宅を新築し、若しくは購入し、又は住宅の敷地を購入したとき

第2順位

(2) 住宅を増築し、改築し、又は修繕したとき

第2順位又は第3順位

- 2 規程第9条の規定により抵当権を設定する場合において、当該不動産が共有物であるときは、共有者は抵当権を設定しなければならない。
- 3 未償還元利金のある者が再貸付け又は再々貸付けを受けて住宅の敷地（更地の場合に限る。）を購入し、当該敷地に抵当権を設定する場合は、前回の貸付金の対象となった不動産についても再貸付け又は再々貸付けの対象不動産とみなし、規程第9条の規定を準用する。
- 4 前項の場合において、借受人が再貸付け又は再々貸付けの対象となった敷地に住宅を建築し、規程第9条の規定により当該建物に抵当権を設

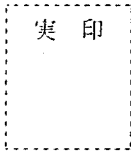
定したときは、前回の貸付金の対象となった不動産に設定された抵当権を解除する。

- 5 規程第 11 条ただし書の規定により理事長の承認を受けた者（未償還残額が 300 万円以上の者に限る。）が新たに不動産を購入するときは、当該不動産を貸付金の対象となった不動産とみなし、規程第 9 条の規定を準用する。
- 6 借受人が前項の規定により抵当権を設定したときは、貸付時に設定された抵当権を解除する。
- 7 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 3 項及び第 5 項の規定により抵当権を設定する場合において準用する。
- 8 第 4 項及び第 6 項に規定する手続に要する費用は、借受人の負担とする。

第 11 条第 4 項中「建物の登記簿謄本及び住民票の写し（同居親族のものを含む。）を」を「建物の登記簿謄本、住民票の写し（同居親族のものを含む。）その他組合が必要と認めた書類を調整し」に改める。

第 12 条中「により申請を行うものとする」を「及び組合が必要と認めた書類を組合に提出しなければならない」に改める。

別紙様式第6号を次のように改める。



別紙様式第6号

貸付番号 号

### 貸付金振込依頼書

(あて先) 京都市職員共済組合理事長

平成 年 月 日

住所	
所属	
氏名	
	実印

私は、貸付金を下記の預金口座振込により受領したいので、その手続を依頼します。  
なお、この依頼書に基づき京都市職員共済組合が振り込んだ時をもって貸付けを受けたものとしします。

貸付種類			
貸付金額	(うち在宅介護対応 住宅に係る加算額) 円 円		
償還金額	貸付金	円	合計 円
	貸付金利息	円	
抵当権設定 仮登記費用	円		
差引受領額	円		
金融機関名	銀行	本店	
	信用金庫	支店	
口座番号	普通 当座 預金 第	号	
フリガナ			
口座名義			

(注) 1 印鑑は、必ず実印を押してください。

2 振込みを受ける預金口座は、普通銀行・信用金庫又は農協の借受人名義のものに限ります。

別紙様式第7号を次のように改める。



別紙様式第7号

借 用 証 書		貸付番号 第 号
※	※	
		(うち在宅介護対応住宅に係る加算額)
貸付種類		
<p>京都市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）及び京都市職員共済組合貸付規程施行細則（以下「細則」という。）に基づき、上記の金額を借用いたしました。ついては、次の条項を守り必ず返済いたします。</p>		
※ 年 月 日から ※ 年 月 日まで毎月組合所定の償還表により返済します。		
<p>第1条 元利金は 年 月 日から 年 月 日まで毎月組合所定の償還表により返済します。</p> <p>第2条 利息は月利とし、月 0.355%（災害貸付にあっては月 0.295833%、在宅介護対応住宅に係る加算額にあっては月 0.333333%）負担します。ただし、規程の定めるところにより日歩計算とする場合は日歩 0.0117%（災害貸付にあっては、日歩 0.0097%、在宅介護対応住宅に係る加算額にあっては日歩 0.011%、損害金があるときは貸付日にさかのぼり日歩 0.0329%以内で理事長が定める利率）を負担します。</p> <p>第3条 借用金額が 300 万円以上の場合、本債務弁済の担保として、規程及び細則の定めるところにより、下記物件に抵当権を設定し仮登記します。</p> <p>第4条 第3条に基づき抵当権設定の仮登記をした場合、理事長が必要があると認めるときは直ちに本登記手続をとります。</p> <p>第5条 規程の定めるところにより、未償還元利金を即時に返済しなければならなくなった時は遅滞なく返済します。</p> <p>第6条 借受人が京都市又は京都市職員共済組合から退職諸給与金（退職手当及び退職給付をいう。）の支給を受けるときに貸付金の未償還元利金があるときは、その退職諸給与金から控除されることを承知しています。</p> <p>第7条 貸付金が債務不履行のときは、損害保険会社に債権譲渡することについて異議は申立ていたしません。</p> <p>第8条 第3条に基づき抵当権を設定した場合、抵当権の設定、抹消または変更に関する費用や、組合の私に対する権利の行使または保全に関する費用を負担することを承知しています。</p> <p>第9条 規程及び細則の各規定を厳守します。</p> <p>第10条 本件に関し、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、京都市職員共済組合の所在地の裁判所をもって、その管轄とすることに異存ありません。</p>		
記		
不動産の表示 ※		
<p>※</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人 住 所 所 属 氏名コード</p> <p style="text-align: right;">氏 名 実印</p>		
(あて先) 京都市職員共済組合理事長		

- (注) 1 借受人氏名は自署してください。  
 2 印鑑は、必ず実印を押してください。  
 3 ※欄は記入しないでください。  
 4 印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）第 5 条第 3 号の規程により、印紙は必要ありません。

別紙様式第7号の2を次のように改める。

別紙様式第7号の2

年 月 日  
貸付番号 第 号

誓 約 書

私は住宅貸付金の借り受け後、京都市職員共済組合貸付規程施行細則第11条に定める事後手続を行うことを誓約いたします。

なお、これに反したときは、貴共済組合の支持する方法により、異議なく住宅貸付金を返済いたします。

(あて先) 京都市職員共済組合理事長

住 所  
所 属  
氏 名

実印

印鑑は、必ず実印を押して下さい。

別紙様式第7号の2の次に次の2様式を加える。

様式第7号の3

(1面)

## 京都市職員共済組合住宅貸付による抵当権設定契約証書

京都市職員共済組合（以下「組合」という。）は債務者に対し、京都市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）及び京都市職員共済組合貸付規程施行細則（以下「細則」という。）に基づき、住宅貸付金（災害貸付金）として、次のとおり金員を貸付け、債務者は同日これを受領した。

金額	金	万円						
利息	月	パーセント	（日歩計算とするときは日歩			パーセント）		
			ただし、利息は規程第5条による。					
弁済期	①月賦返済	万円	年	月	日から	年	月	日
	②半年賦返済	万円	年	月	日から	年	月	日

第1条 抵当権設定者は、上記の債務の履行を担保するため、後記物件のうえに組合を権利者として後記順位の抵当権を設定し、すみやかに抵当権設定登記の手続をします。

第2条 組合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、債務者は期限の利益を失い、直ちに貸付金の未償還残額を利息とともに即時償還しなければならないことを承知しています。

- (1)債務者が組合員の資格を喪失したとき
- (2)貸付けの申込みの内容に重大な偽りのあることが発見されたとき、又は申込みの内容が事実と著しく相違することが明らかとなったとき
- (3)貸付金の対象となった不動産を譲渡しようとするとき
- (4)貸付金の対象となった不動産を焼失又は滅失したとき
- (5)貸付金の対象となった不動産を自己が居住する目的以外の目的に使用しようとするとき
- (6)抵当物件に関し、組合の債権を侵害する行為があったとき
- (7)前各号に掲げるもののほか、規程及び細則に違反したとき

第3条 組合が抵当物件について調査し、又は報告を求めるときは、いつでもその要求に応じます。

第4条 この契約証書の作成及び登記その他この契約に関する一切の費用は、債務者及び抵当権設定者が負担します。

第5条 この契約によって生ずる抵当権設定者の債務については、前各条によるもののほか、規程及び細則の規定によることを承知しています。

第6条 この契約から生ずる権利義務に関し争いが生じたときは、組合の所在地の裁判所をもって管轄裁判所とします。

第7条 この契約条項の解釈に疑義が生じたときは、組合の解釈によることに異議ありません。

(2面)

平成 年 月 日

捨 印

債務者兼  
設定者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

捨 印

設定者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

捨 印

設定者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
京都市職員共済組合

御中

- (注) 1 債務者及び抵当権設定者氏名は自署してください。  
2 印鑑は、必ず実印を押してください。  
3 印紙税法(昭和42年法律第23号)第5条第3号の規程により、印紙は必要ありません。

(1面)

# 委任状

住所  
氏名

私共は、上記の者を代理人と定め、次の登記申請に関する一切の権限を委任します。

## 記

- 1 後記不動産に対し、所轄登記所へ次の登記申請の件  
 登記の目的 抵当権設定仮登記  
 原因 平成 年 月 日金銭消費貸借  
 平成 年 月 日抵当権設定  
 権利者  
 義務者
- 2 上記登記の前提として、次の登記申請の件
- 3 申請書の取下げ及び再使用証明請求に関する一切の件
- 4 原本還付請求及び受領に関する一切の件
- 5 復代理人選任に関する一切の件

平成 年 月 日

登記権利者 住所 京都市中京区寺町通御池上る  
 上本能寺前町488番地  
 氏名 京都市職員共済組合  
 理事長 松井 珍男子

捨印

登記義務者 住所  
 氏名 \_\_\_\_\_ 実印

捨印

登記義務者 住所  
 氏名 \_\_\_\_\_ 実印

捨印

登記義務者 住所  
 氏名 \_\_\_\_\_ 実印



(3面)

抵当物件及び順位に関する表示

捨 印

捨 印

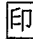
捨 印

(2面)

不動産の表示

別紙様式第7号の3を次のように改め、同号を別紙様式第8号とする。

別紙様式第8号

貸付番号 第 _____ 号							
貸付金振込通知書							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 住所                  所属                  氏名 _____ 様             </div>							
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 京都市職員共済組合 理事長							
							
あなたから申込みを受けました住宅貸付金を次のとおり振り込みいたします。							
貸付種類							
貸付金額	(うち在宅介護対応住宅に係る加算額) 円 _____ 円						
償還金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">貸付金</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">円 _____</td> <td rowspan="2" style="width: 40%; padding: 2px;">計</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; padding: 2px;">円 _____</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">貸付金利息</td> <td style="padding: 2px;">円 _____</td> </tr> </table>	貸付金	円 _____	計	円 _____	貸付金利息	円 _____
貸付金	円 _____	計	円 _____				
貸付金利息	円 _____						
抵当権設定 仮登記費用	円 _____						
差引受領額	円 _____						
金融機関名							
口座番号	預金 第 _____ 号						
<span style="font-size: small;">刀ガナ</span> 口座名義	_____ ----- _____						
振込年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日						

附 則

この細則は、平成 17 年 1 月 7 日から施行し、同日以後の申込みに係る貸付金から適用し、同日前の申込みに係る貸付金については、なお、従前の例による。